

LPガス販売事業者の皆様へ 兵庫県からのお知らせ

【LPガス販売事業者を通じた利用者負担軽減事業(第五期)】

兵庫県では、エネルギー価格高騰への対策として、「LPガス販売店を通じた利用者負担軽減事業」をこれまで4期にわたって実施してきましたが、さらに本年10月にも実施し、LPガス利用世帯等※の負担を軽減します。
趣旨をご理解のうえ、事業実施にご協力くださいますようお願いいたします。

※支援の対象となるLPガス利用者

液化石油ガス法第2条第2項に規定する一般消費者等及びガス事業法第3条の登録を受けた者からLPガスを燃料として供給を受け、その消費する態様が生活の用に供する場合に類似している者であって、兵庫県内でLPガスを消費する者（体積販売（メーター取引）に限る。）

【販売事業者の皆様へのお願い事項】

- 令和7年10月の検針におけるガス料金（消費税加算前）から、県が定める支援金500円（1回のみ）を上限に値引きした額を請求してください（消費税加算前のガス料金が支援金未満の場合は当該ガス料金を上限とします。）。
- 値引きした実績に基づき、「補助金交付申請書」、「実績報告書」並びに「請求書」を兵庫県LPガス協会に提出していただくと、県から値引き相当額の補助金が交付されます。
- 消費者に対して、①事業広報チラシの配布と、②検針月の料金請求書等への本事業を活用し値引きを実施した旨の明示をお願いします。これらに対する支援として、販売所（営業所）あたり10,500円を交付します。
- 補助金交付申請書、実績報告書などの作成等にかかる事務経費として、消費者1件あたり50円に消費者数を乗じた額を交付します。

〈事業の流れ〉

【補助対象者】

LPガス販売事業者

※県内のLPガス消費者に対しLPガス料金の値引きを実施していること

【支援対象】

県内でLPガスを利用する家庭

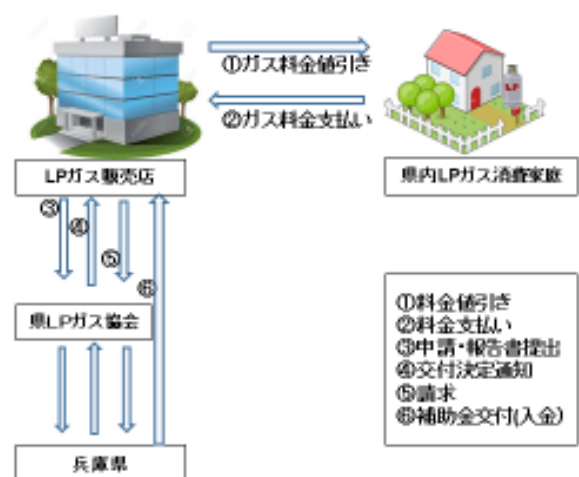
※飲食店等含む

【補助額】

500円（1回）

【対象期間】

令和7年10月



今回の事業においても、前回までの事業（第一期～第四期事業）と同様、販売事業者の皆様には、ＬＰガス利用世帯等に対して、ガス料金の値引きと広報を行っていただきます。

販売事業者の皆様には、交付申請、実績報告等に基づき、次の「Ａ」「Ｂ」「Ｃ」の合計金額を補助させていただきます。

A 利用世帯等に対する値引き相当額の補助

- ① 令和7年10月の検針におけるガス料金（消費税加算前）から、県が定める支援金500円を上限に値引きした額に、消費税を加算した額を利用者に請求してください。
- ② 利用者は、①により値引きされたガス料金を支払います。
- ③ 値引きを行った販売事業者は、「補助金交付申請書」及び「実績報告書」を兵庫県ＬＰガス協会に提出してください。※以下の「Ｂ」及び「Ｃ」についても記載のこと。
- ④ 県から、兵庫県ＬＰガス協会を通じて交付決定通知書を交付します。
- ⑤ 交付決定された交付額を記載した「請求書」を兵庫県ＬＰガス協会に提出してください。
- ⑥ 県から、値引き相当額が補助金として交付（入金）されます。

B 利用世帯等に対する広報への支援

- ① ＬＰガス利用者に対する本事業の広報チラシ（兵庫県ＬＰガス協会に作成を委託）を各消費先に配布等の方法により周知をお願いします。（方法は、前回までの事業と同様）
- ② 請求書等に【県の補助事業を活用し値引きしていること】を記載いただくことにより、補助事業活用の広報をお願いします。（記載方法は、前回までの事業と同様（金額は変更））
- ③ 県から、一販売所（営業所）ごとに10,500円を交付（入金）します。

C 申請書等作成に要する経費への支援

- ① 県から、消費者1件あたり50円に消費者数を乗じた額を交付（入金）します。

【留意点】（重要）

- 令和7年10月検針分について、令和7年11月30日までに、「交付申請書」、「実績報告書」並びに「請求書」を提出してください。
- 手続方法、添付書類、記載要領等につきましては、「令和7年度 兵庫県ＬＰガス料金負担軽減事業（第五期）補助金交付申請の手引き（ＬＰガス販売事業者を通じた利用者負担軽減事業）」をご参照ください。
- 様式等については、（一社）兵庫県ＬＰガス協会のホームページをご覧ください。
（ホームページアドレス：<https://hyogolpg.or.jp/aid5/>）

事業実施者

兵庫県危機管理部消防保安課

電話 078-362-9827

担当 種坂

申請事務等業務受託者

（一社）兵庫県ＬＰガス協会

電話 078-361-8064

担当 岡田